

平成27年度行政事業レビューシート(内閣府)

事業名	拉致被害者等の支援に必要な経費			担当部局庁	大臣官房			作成責任者	
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	拉致被害者等支援担当室			今長 岳志	
会計区分	一般会計			政策・施策名	一				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律			関係する計画、通知等	拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策(拉致問題対策本部決定)				
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情に鑑み、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするほか、帰国被害者等の自立を促進し被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するとともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充するその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、拉致被害者等給付金、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(抄)(別添)のとおり								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	34	33	35	327	0		
	執行額	9	9	9					
執行率(%)	26%	27%	26%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
	この事業の目的が、自立の促進、生活基盤の再建又は構築(拉致被害者等給付金)、本邦に滞在している間の生活の援助(滞在援助金)、老後における所得を補充し、その良好かつ平穏な生活の確保(老齢給付金)等という明確に数値で示せるものではないため、その成果を具体的な数値で定量的に示すことはできない。 なお、これまでの支援の結果、平成22年度において、1家族から給付金辞退の申出があった。	同左	成果実績	%	-	-	-		
		目標値	%	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	拉致被害者等給付金の支給	活動実績 当初見込み	家族 家族	2 2	2 2	3 2	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	老齢給付金の支給	活動実績 当初見込み	家族 家族	- -	- -	1 -	2		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	委託費の交付	活動実績 当初見込み	自治体 自治体	5 5	5 5	4 5	5		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込			
		単位当たりコスト 計算式	- -	- -	- -	-			
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	拉致被害者等給付金及滞在援助金	232							
	拉致被害者等生活相談等事務委託費	95							
	計	327	0						

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	-	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に定められている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	同上		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	同上		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	新たに拉致被害者の帰国が実現できなかったため		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	同上		
事業の有 効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-			
関連事 業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・ 改善結 果	点検結果	北朝鮮に拉致されている未帰国の認定拉致被害者及びそのご家族については、安否を含め詳細が一切不明であるものの、全員生存、全員救出という政府の方針を踏まえ、常識的・現実的な仮定を立てて要求額を積算しており、点検の結果、その積算方法は妥当なものであった。			
	改善の 方向性	適切に執行されており、今後も一刻も早い拉致問題被害者の帰国を実現すべく全力を尽くして取り組む。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	—	平成23年度	0001	平成24年度	0001
平成25年度	0116	平成26年度	0113		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府
8.5百万円

法律に基づき支給対象者への給付金支給



(目) 拉致被害者等給付金及滞在援助金

A. 拉致被害者等
(3家族)
5.3百万円

[給付金の受給]

地方公共団体に対する委託契約



【随意契約・委託】

(目) 拉致被害者等生活相談等事務委託費

B. 新潟県
0.1百万円

C. 福井県
0.1百万円

D. 柏崎市
0.03百万円

E. 佐渡市
2.9百万円

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位: 百万
円)

A.拉致被害者等			E.佐渡市		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
給付金	3家族	5.3	諸謝金	生活相談員(1名)、日本語講師(2名)	2.8
			職員旅費	市職員の会議出席等旅費	0.2
			消耗品費	消耗品(ファイル等)、お茶代等	0
計		5.3	計		2.9
B.新潟県			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	県職員(3名)、学習指導員(1名)会議出席	0.1			
諸謝金	学習指導員(2名)	0			
消耗品費	事務用消耗品(コピー用紙、ファイル等)	0			
計		0.1	計		0
C.福井県			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
職員旅費	県職員の会議出席	0			
消耗品費	コピー用紙	0			
雑役務費	コピー機借料等	0.1			
計		0.1	計		0
D.柏崎市			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
職員旅費	ブロック会議出席旅費	0			
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	家族A	—	2.5	—	—
2	家族B	—	2.3	—	—
3	家族C	—	0.5	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新潟県	事業実施に係る指針の策定、連絡会議の開催	0.1	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福井県	事業実施に係る指針の策定、連絡会議の開催	0.1	—	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	柏崎市	都道府県が策定した自立支援プログラムに基づき、必要に応じて事業計画の作成、自立支援カリキュラムに基づく社会適応指導、日本語指導、帰国被害者等の社会体験研修及び地域交流事業の実施、連絡会議の開催	0	—	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐渡市	都道府県が策定した自立支援プログラムに基づき、必要に応じて事業計画の作成、自立支援カリキュラムに基づく社会適応指導、日本語指導、帰国被害者等の社会体験研修及び地域交流事業の実施、連絡会議の開催	2.9	—	—
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

(帰国等に伴う費用)

第四条 国は、北朝鮮に居住する被害者又は被害者の配偶者等が帰国し、又は入国する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該帰国又は入国に伴い必要となる費用を負担する。

(拉致被害者等給付金及び滞在援助金の支給)

第五条 国は、永住被害者、永住配偶者及び帰国し、又は入国した被害者の子等であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものに対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、十年を限度として、毎月、支給する。

2 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国被害者等が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

(老齢給付金の支給)

第五条の二 国は、次の各号のいずれかに該当する永住被害者又は永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給する。一 六十歳以上である者
二 六十歳未満である者であつて六十歳以上の永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるもの

2 老齢給付金の支給を受けることができる者は、内閣府令で定めるところにより、当該支給を受けることができる老齢給付金の額の一部に相当する額について、前項の規定にかかわらず、毎月の支給に代えて、一時金の支給を選択することができる。

(配偶者支援金の支給)

第五条の三 国は、次の各号のいずれかに該当する永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、配偶者支援金を、毎月、支給する。一 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達した後に死亡した者

二 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達する前に死亡した者であつて次のいずれかに該当するもの

イ その者が六十五歳以上であること。

ロ イに掲げるもののほか、その者の配偶者である被害者が生存しているとしたならば六十五歳以上であること。

(生活相談等)

第六条 国及び地方公共団体は、帰国被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

(国民年金の特例)

第十一条 帰国した被害者(帰国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。以下同じ。)に係る北朝鮮当局によって拉致された日以降の期間であって政令で定めるもの(次条第一項において「対象期間」という。)については、政令で定めるところにより、[国民年金法](#)等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)[第一条](#)の規定による改正前の[国民年金法](#)(昭和三十四年法律第百四十一号)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は[国民年金法第七條第一項第一号](#)に規定する[第一号](#)被保険者としての国民年金の被保険者期間(以下「新被保険者期間」という。)とみなす。

2 国は、前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る当該帰国した被害者の保険料に相当する費用を負担する。

3 前項の規定により費用の負担が行われた期間に係る当該帰国した被害者の保険料は、納付されたものとみなす。

4 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等であって政令で定めるもの(帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。)に係る旧被保険者期間又は新被保険者期間についての保険料の納付その他の[国民年金法](#)に規定する事項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項については、[回法](#)その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(特別給付金の支給)

第十一条の二 国は、前条第三項の規定により保険料が納付されたものとみなされた場合には、[国民年金法](#)の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求により、六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期間又は新被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から当該被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(追納支援一時金の支給)

第十一条の三 国は、帰国し、又は入国した被害者の子であって被害者でないもの(帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限り、二十歳に達する日前に帰国し、又は入国した者を除く。以下この条において「被害者の子」という。)が第十一条第四項に規定する政令で定めるところにより旧被保険者期間又は新被保険者期間について保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、当該納付を支援するため、政令で定めるところにより、追納支援一時金を支給することができる。